

津山市動画コンテスト － 実 施 要 領 －



1 テーマ

あなたが感じる津山の魅力

2 応募方法

【WEBで投稿】

- (1) 次のいずれかの方法で動画をご用意ください。
 - ① YouTube に動画をアップ
 - ② 動画ファイルをデータ便サービスにアップ（ギガファイル、ファイヤーストレージなど）動画ファイルを 30MB 以下に編集すること。
- (2) 応募フォームに必要事項を入力。
- (3) 応募フォームにアドレス（動画 URL ・ データ便 URL）をご入力ください。

【郵送で投稿】

- (1) 応募用紙に必要事項を記入。
- (2) (1) と共に作品データをおさめた記録メディアを下部の応募先に送付。

3 作品規格

- (1) 津山市を舞台とした 30 秒以上 3 分以内の映像作品としてください。
- (2) テーマに沿った動画に限ります。
- (3) 応募作品の動画ファイル形式は、MP4、MOV、WMV 等の一般的に使われている動画ファイル形式であること。ただし、津山市側で再生できないときは修正を求める場合があります。
- (4) 応募されたデータ等は返却しません。
- (5) 表現方法（実写、CG、アニメ、スライド、ドキュメンタリー、フィクション等）は問いません。
- (6) 作品中の言語表現は、日本語であるかを問いませんが、日本語以外の言語表現の作品の場合には、日本語訳の字幕を挿入してください。
- (7) 解像度はフル HD（1920 × 1080）を推奨。アスペクト比は 16:9 を基本とします。
- (8) 編集ソフト等による動画の加工、編集は自由とします。

4 応募資格

- (1) 津山市内に在住、在勤、在学を問わず、どなたでも応募可能。
- (2) プロ、アマ、個人、団体不問。
- (3) 記念品の受け渡しができる日本国内に居住していること。

5 応募条件

- (1) オリジナルの動画作品であり、他のコンテスト等に応募していないこと。
ただし、今回のコンテストのため再編集を行ったものであれば可とします。
- (2) 1応募者3作品までとします（入賞は1応募者1作品まで）
- (3) 応募者以外の被写体（人物、美術品、商標、建築物等）について、当該人や権利者の承諾を得てください。
- (4) 応募作品に使用する映像や音楽は、著作権処理が必要ないものを使用するか、必要な処理手続きが済んだものを使用してください。
- (5) 特定の企業名や商品名がわかるものは使用しないでください。

6 応募期間

応募期間：2021年4月1日 ～ 11月1日（必着）

結果発表：2022年1月中旬頃

津山市ホームページ及び、LIFE津山で行います。後日、結果発表の詳細はそれらのサイトに掲載しますのでご確認ください。

7 審査基準

受賞作品の選定は、主に次の項目を審査します。

- ① 作品を見て、津山市に行ってみたい、住んでみたいと感じる内容か。
- ② 津山市の地域性が含まれた内容か。
- ③ 作品にインパクトや話題性があるか。

8 記念品

- ・ グランプリ（1点） 市内ホテルペア宿泊券または津山特産品
- ・ 準グランプリ(1点) つやま和牛（5千円分相当）

- (1) このコンテストの応募に必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 人物が写っている写真の場合は、コンテストへの応募、津山市の二次利用などについて、応募前に必ず本人または保護者の同意を得てください。また、立ち入り禁止区域内への侵入や危険な撮影行為はしないでください。
- (3) 撮影の際は、行政機関から発出されている新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項等を遵守した上で行ってください。
- (4) 応募作品で肖像権や著作権など第三者の権利侵害があった場合、当市では一切責任を負いません。津山市または津山市が指定する第三者が利用した場合も同様とします。
- (5) 応募作品の著作権は作者に帰属します。ただし、応募があった時点で、津山市が応募作品を利用し、また津山市が指定する第三者に利用させることに同意があったものとみなします。
- (6) 二次使用权は津山市に帰属し、津山市及び津山市が指定する第三者は、応募者への通知を要せず、無償にて、応募作品を各種広報活動に使用することができ、また、応募作品の公表・改変・編集・修正・複製・頒布等の自由な利用をすることができます。応募者はこれらの自由な利用を妨げる行為を行わないものとします。
- (7) 次の内容に当てはまる応募は禁止します。また、次の内容に当てはまると判断した場合は、審査対象外とし、入賞した場合であっても遡って無効とします。
 - ① 津山市、他の利用者または第三者を誹謗中傷するもの
 - ② 公序良俗、法令などに違反し、または違反するおそれのあるもの
 - ③ 他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂などを掲載するもの
 - ④ 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的としたもの(ウェブサイトの紹介などを含む。)
 - ⑤ 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
 - ⑥ 他の利用者または第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレスなどの個人情報を特定・開示・漏えいするなどの個人のプライバシーを侵害するもの
 - ⑦ 津山市、他の利用者または第三者に不利益を与えるもの
 - ⑧ その他津山市が不相当と判断したもの
- (8) 応募作品は厳正な審査の上決定します。選考基準、選考の過程、結果に関するお問い合わせには一切回答しません。
- (9) 実施要領は予告なく変更する場合があります。
- (10) 応募作品が受賞された場合、応募者の氏名（またはニックネーム）を報道機関に発表する場合があります。
- (11) 本実施要領に定めがない事項については津山市が定め、応募者は津山市が定める内容に異議を述べることはできないものとします。